



平成18年5月30日

各 位

会社名 岩谷産業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 牧野 明次
 (コード番号：8088 東証・大証・名証各一部)
 問合せ先 執行役員経理部長 渡邊 正博
 (TEL 06-6267-3325)

(訂正)平成18年3月期 決算短信(連結)の一部訂正について

平成18年5月19日に公表いたしました「平成18年3月期 決算短信(連結)」の記載内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

平成18年3月期 決算短信(連結) 23ページ

退職給付関係

2)退職給付債務に関する事項、3)退職給付費用に関する事項、4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

2)退職給付債務に関する事項

【誤】	(当 期)	【正】	(当 期)
イ. 退職給付債務	<u>△ 18,650</u> 百万円	イ. 退職給付債務	<u>△ 18,813</u> 百万円
ロ. 年金資産	18,482 百万円	ロ. 年金資産	18,482 百万円
(うち、退職給付信託における年金資産)	(11,926 百万円)	(うち、退職給付信託における年金資産)	(11,926 百万円)
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	<u>△ 167</u> 百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	<u>△ 330</u> 百万円
ニ. 未認識年金資産	— 百万円	ニ. 未認識年金資産	— 百万円
ホ. 会計基準変更時差異の未処理額	7,471 百万円	ホ. 会計基準変更時差異の未処理額	7,471 百万円
ヘ. 未認識数理計算上の差異	△ 3,293 百万円	ヘ. 未認識数理計算上の差異	△ 3,293 百万円
ト. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	<u>4,009</u> 百万円	ト. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	<u>4,014</u> 百万円
チ. 前払年金費用(注2)	△ 7,250 百万円	チ. 前払年金費用(注3)	△ 7,250 百万円
リ. 退職給付引当金(ト+チ)	<u>△ 3,241</u> 百万円	ス. 退職給付引当金(ト+リ)	<u>△ 3,236</u> 百万円
(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。		(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	
2. 平成15年3月期及び平成16年3月期に退職給付信託を設定したことにより、年金資産額が退職給付債務見込額に会計基準変更時差異等を加減した額を超過したため、経過的に前払年金費用として貸借対照表に計上しております。		2. 一部の連結子会社において、退職一時金制度における給付水準増額の制度変更が行われたことにより、過去勤務債務(債務の増額)が発生しております。	
		3. 退職給付信託を設定したことにより、年金資産額が退職給付債務見込額に会計基準変更時差異等を加減した額を超過したため、経過的に前払年金費用として貸借対照表に計上しております。	

3) 退職給付費用に関する事項

【誤】	(当 期)	【正】	(当 期)
イ. 勤務費用	1,404 百万円	イ. 勤務費用	1,410 百万円
ロ. 利息費用	346 百万円	ロ. 利息費用	352 百万円
ハ. 期待運用収益	△ 80 百万円	ハ. 期待運用収益	△ 82 百万円
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	933 百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	933 百万円
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 11 百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 16 百万円
ヘ. その他	88 百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	15 百万円
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,682 百万円	ト. その他	88 百万円
		チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	2,701 百万円
(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。		(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。	

4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

【誤】	(当 期)	【正】	(当 期)
イ. 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	イ. 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
ロ. 割引率	期首 2.5% 期末 2.5%	ロ. 割引率	期首 2.5% 期末 2.5%
ハ. 期待運用収益率	2.2%~2.5%	ハ. 期待運用収益率	2.2%~2.5%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	12~14年 (各期の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により 按分した額をそれぞれ発生 の翌期から費用処理して おります。)	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	12年 (発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法 により按分した額を費用 処理しております。)
ホ. 会計基準変更時差異の処理年数	14年	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	12~14年 (各期の発生時における 従業員 の平均残存勤務期間以内 の一 定の年数による定額法 により按分した額を それぞれ発生 の翌期から費用 処理して おります。)
		ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	14年

以 上